

大阪万博に向けた県産品販路拡大事業委託業務に関する質問及び回答

(令和6年4月12日現在)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 P 1 3 (2) 県産品販売コーナーの取扱商品の選定にかかる業務	「商品の公募に当たって、受託者からの提案と県が指定する県産品を含め、県と協議のうえ選定をすること」とありますが、現時点にて想定品目のリストなどはございますでしょうか。もしあるのであれば事前にどのようなものかご教示いただくことは可能でしょうか。	県からのリストは契約後に受託者に提供します。事前の提供は行いません。
2	仕様書 P 3 3 (3) ③売上金管理業務	「売上金管理業務事業者と取引口座を開設し、売上金の事業者毎の計算、分配を担うこと。売上に係る業務手数料は各事業者と調整して徴収するもの。」とありますが、事業収益（販売による収益）が発生した場合の取扱いはどのようになりますでしょうか。事業費に算入を想定した事務運営を行うことは可能なのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 P 3～4 3 (5) 県内関係事業者との連携	「関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）に店舗やショールームなど拠点がある県内事業者（県が指定する2社程度）と連携し、県産品の販売もしくは展示などの県産品プロモーションを連動して実施。」とありますが、業者様はすでに確定しているのでしょうか。またそのプロモーションに関しては、事業費からの捻出ではなく、その県内事業者様のプロモーションを活用する、つまりその県内事業者様の費用にて行うプロモーション、という認識であっておりますでしょうか。 また県産品販売コーナーの設置業務はその県内事業者様の関西地区の店舗・ショールームとは別に設置するということによろしかったでしょうか。	連携する県内事業者は、県が指定します。契約後に受託者にお知らせします。 経費に関しては、仕様書P 4 ②及び④記載のとおり、設営及び撤去、賠償責任保険にかかる経費を見込んでください。 本業務で運営する販売コーナーの設置場所は、お見込みのとおり、県内事業者と連携する店舗・ショールームとは別に設置します。